

千葉市市道路線認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第8条の規定により路線を市道として認定する場合の必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、道路構造令（昭和45年政令第320号。）（以下「構造令」という。）及び千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号）に規定するところによる。

(市道の路線認定基準の通則)

第3条 路線は、一般交通の用に供することを目的とするものでなければならない。

2 路線は、原則として、自動車交通可能な国道、県道及び市道と一体となって網を完結しなければならない。ただし、起点又は終点の一方が自動車交通可能な国道、県道又は市道に連絡し、他方が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないもの（公共施設として設けられたものに限る。）に接続している場合

(2) 地形の状況その他特別の理由により市長がやむを得ないと認め、かつ、要領に定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

(3) 自動車交通可能な法定外道路等であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものに接続している場合

ア 自動車交通可能な国道、県道及び市道の網へ連絡するもの

イ 自動車交通可能な法定外道路等が網を形成していて、それにより転回ができるもの

ウ 前2号の一に該当するもの

3 路線は、原則として、自動車交通可能な道路でなければならない。
(道路の構造の基準)

第4条 市道として認定する道路の構造は、次の各号の要件を満たすほか、構造令及び千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例(平成24年12月19日条例91号)(以下「構造令等」という。)に定める基準に適合するものでなければならない。

- (1) 路肩を含めた道路の幅員(擁壁又は法面等は除く)(以下「道路幅員」という。)が5メートル以上であること。ただし、計画交通量が、極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、4メートル以上とすることができる。
- (2) 道路には、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設が設けられていること。
- (3) 道路が駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で5以上交会していないこと。
- (4) 道路が国道、県道、市道若しくは、自動車交通可能な法定外道路等と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、必要に応じ、屈折車線等を設け、又は要領に定める基準に適合する隅角部を切りとり、かつ、適当な見とおしができる構造であること。
- (5) 落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に支障を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設が設けられていること。
- (6) 安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、適当な道路の附属物が設けられていること。

(歩行者専用道路等に関する特例)

第5条 法第48条の13の規定により自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路として指定する道路（以下「歩行者専用道路等」という。）を市道として認定する場合においては、前2条の規定にかかわらず、次に掲げる要件のほか、構造令等に定める基準によるものとする。

(1) 歩行者専用道路等は、一般交通の用に供するものでなければならない。

(2) 歩行者専用道路等は、原則として、国道、県道及び市道と一体となって網を完結しなければならない。ただし、起点又は終点の一方が国道、県道又は市道に連絡し、他方が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合においては、この限りではない。

ア 公共施設に接続する場合

イ 国道、県道及び市道の網に連絡する法定外道路等に接続する場合

(3) 道路の幅員が4メートル以上であること。

(4) 道路が国道、県道、市道若しくは、法定外道路等と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所においては、要領に定める基準に適合する隅角部を切りとり、かつ、適当な見とおしができる構造であること。

(道路を構成する敷地)

第6条 道路を構成する敷地又は支壁その他の物件については、本市が安定的な権原を取得していなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

(1) 道路敷地の買収の計画がある等本市が権原を取得する見込みがある場合

(2) 法第20条第1項の規定による他の工作物又は法第32条第1項の規定による道路の占用の許可が受けられる物件に関する権利である場合

(占有物件)

第7条 市道として認定する路線の道路には、市道の占有の許可基準に適合しない占有物件が存在してはならない。

(疑義の決定)

第8条 この要綱の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの要綱に定めのない事項については、その都度千葉市市道路線認定審査委員会が定める。

(千葉市市道路線認定審査委員会)

第9条 千葉市市道路線認定審査委員会については、この要綱に定めるもののほか、別に要綱で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(市道路線認定要綱の廃止)

2 市道路線認定要綱（昭和49年9月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に国道、県道若しくは市道として認定されたことがある路線若しくは路線の一部区間、この要綱の施行前に協議がなされているか、若しくはこの要綱の施行の際現に協議中の開発行為等により設置されて本市に帰属した道路、この要綱の施行前に寄付を受納しているか、若しくはこの要綱の施行の際現に本市が寄付を受納する手続中の道路又は農地法（昭和27年法律第229号）第74条の2第1項の規定により譲与を受けようとする道路については、改正後の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。この場合において、当該規定に相当する改正前の規定があるときは、当該部分に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。